

地域見守り情報



第195号

令和3年度上半期の相談状況

令和3年度上半期（平成3年4月1日～令和3年9月30日）に、県立消費生活センターに寄せられた相談は、1,066件で、前年同期（1,287件）に比べて221件（17.2%）減少しました。

●契約当事者は依然として高齢の方の割合が高い

年代別にみると、相談件数が最も多いのは、70歳以上で269人、次いで60歳代が165人となっており、60歳以上の契約当事者が全体に占める割合は約41%で、依然として高齢の方からの相談が多い状況にあります。

●相談の多かった商品・サービスは、「化粧品」と「借家・賃貸アパート」、「融資サービス」

全体の相談件数が減少するなか、「化粧品」「借家・賃貸アパート」に関する相談は増加しています。1位の「化粧品」に関する相談は55件で、前年同期（39件）と比べて16件増加しました。通信販売での購入による相談が多く、「安かったのでお試しのつもりで申込みをしたところ、定期購入になっていた」「解約をしたいが電話が繋がらない」、「解約を申し出たが断られた」といった、定期購入に関する相談などが寄せられています。

2位の「借家・賃貸アパート」の相談件数は48件で、同じく前年同期（36件）と比べて増加しました。「高額な原状回復費用を請求された」といった相談が多く寄せられています。

3位の「融資サービス」は43件で、前年同期と同数となっています。「多額の借金があるため債務整理をしたい」というものや、「昔の借金の返済請求書が届いた」などの相談が寄せられています。

アドバイス

1. 高齢者の被害を防ぐためには、周囲の方の気配りと見守りが重要です。離れて暮らしている場合は、帰省の際などに見慣れない書類がないか、困っている様子がないかなどの確認をするようにしましょう。
2. 通信販売の「初回」「お試し」等の表記がある場合は、まず定期購入になっていないか確認しましょう。そして、解約できる条件、返品する場合の連絡先や連絡方法など、申込み前によく確認することが大事です。
3. 困ったときは、すぐに消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口にご相談してください。消費者ホットラインの電話番号「188（いやや!）」で最寄りの消費生活センター等につながります。



©KANAGAWA2013